

建 技 第 7 5 号
令和 2 年 5 月 14 日

一般社団法人 富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部長

ICT活用工事の試行について

このことについて、ICT活用工事の実施要領を改定し、下記のとおり実施することとしましたので通知します。

つきましては、貴協会に属する会員各位に周知いただきますようお願いいたします。

1 改定内容

- 別添 1 ICT活用工事(土工)実施要領 (令和 2 年 4 月 富山県土木部)
 - 別添 2 ICT活用工事(作業土工(床掘))実施要領 (令和 2 年 4 月 富山県土木部)
 - 別添 3 ICT活用工事(付帯構造物設置工)実施要領(令和 2 年 4 月 富山県土木部)
 - 別添 4 ICT活用工事(法面工(吹付工))実施要領 (令和 2 年 4 月 富山県土木部)
 - 別添 5 ICT活用工事(舗装工)実施要領 (令和 2 年 4 月 富山県土木部)
 - 別添 6 ICT活用工事(河川浚渫)実施要領 (令和 2 年 4 月 富山県土木部)
 - 別添 7 ICT活用工事(地盤改良工)実施要領 (令和 2 年 4 月 富山県土木部)
- のとおり

※富山県土木部建設技術企画課のホームページの『ICT活用工事についてのお知らせ』から閲覧できます。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1510/index.html

2 適用

令和 2 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用するものとし、改定前の実施要領により令和 2 年 4 月 1 日以降に既に作成した設計書についても、契約後に改定後の内容に基づき変更することができるものとする。

(事務担当 建設技術企画課技術指導係)